

# 令和8年度自動運転バス導入に向けた実証実験準備業務委託

## 仕様書

### 1 業務名

令和8年度自動運転バス導入に向けた実証実験準備業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 業務目的

本業務は、市バス路線において、「自動運転レベル4（特定自動運行）」（以下、「レベル4」という。）実装に向けたロードマップの策定、事業推進に向けた体制の検討及び令和9年度の国庫補助金等の申請支援を行うとともに、自動運転を導入する走行ルートを選定、自己位置推定に必要な環境データの整備、リスクアセスメント等を行い、自動運転バス導入のための基盤を構築することを目的とする。

### 4 業務内容

受託者は、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

#### (1) レベル4実装に向けたロードマップの策定

自動運転バスの導入に向けて、関連する法制度やガイドライン、AI技術の導入手法を整理するとともに、許認可申請や手続、プロセスを整理すること。また、令和11年度のレベル4実装に向けて、そこに至るまでの達成基準点を明確にした令和8年度から令和11年度までのロードマップを作成すること。なお、技術革新等に伴いレベル4の早期実装が見込まれる場合は、当該内容を反映したロードマップ案を作成すること。

#### (2) 事業推進に向けた体制の検討

- ア 川崎市交通局（以下、「当局」という。）が設置する予定の自動運転に係る協議会等（以下「協議会等」という。）に参画し、専門的見地から助言を行うとともに、関係機関（警察、道路管理者、運輸支局等）との協議、資料作成及び調整支援を行うこと。
- イ 自動運転運行時に必要な運行体制を検討すること。合わせて緊急時の現場駆け付け体制や、遠隔監視センターの設置・運営形態について、持続可能な体制も検討すること。

#### (3) 走行ルート・車両の提案、環境調査及び自己位置推定に必要なデータの整備

ア 当局が検討している路線の中から、地形特性（勾配、幅員、カーブ等）及び交通量等を考慮し、レベル4の導入可能性が高いルートを提案すること。また、上記路線以外にも新規路線含め導入可能な走行ルートについて提案を行うこと。

導入車両についても、令和9年度の自動運転レベル2（以下、「レベル2」という。）実証走行及び令和11年度レベル4実装に向け、地域の道路環境に適した車種要件を整理し、具体的な提案を複数作成すること。

また、提案を受けた走行ルート並びに導入車両については、当局にて選定するものとし、決定時期は9月末までとする。

- イ 走行ルートにおいて、MMS（モバイルマッピングシステム）等を用いた計測、または電波環境測定等の現地調査を行い、本業務で採用する自動運転システムに最適な自己位置推定手法（3次元地図マッチング、GNSS、またはそれらの併用等）を検討、決定すること。
- ウ 決定した自己位置推定手法に基づき、自動運転走行に不可欠なデジタル地図データ（高精度3次元地図、または走行に必要なベクトルデータ等）の作成、あるいはGNSS補正情報の受信環

境マップの作成等、必要なデータ整備を行うこと。また、AI技術導入を前提としたデータ整備をすること。

エ GNSS遮蔽エリア等、自己位置推定精度が低下する恐れのある箇所を特定し、インフラ側での支援策（磁気マーカー等の設置検討等）を含めた技術的対策を整理すること。

(4) 自動運転導入計画（ODD・リスクアセスメント）の策定

ア 走行ルートにおけるODD（運行設計領域：気象、道路条件、速度等）を詳細に定義すること。

イ 交差点、横断歩道、路上駐車等のリスクシナリオを洗い出し、リスクアセスメントを実施して安全対策（インフラ側支援の要否含む）を策定すること。

(5) 自動運転バス走行に向けた事前講習の実施

令和9年度のレベル2実証走行に向けて、当局が指定する職員（運転手、整備員、事務員）に対して講習等を実施すること。

(6) 事業採算性及び持続可能な事業スキームの検討

運賃収入だけでなく、貨客混載、地域スポンサー収入等を組み合わせた持続可能な収支モデルを検討すること。

(7) 庁内調整資料作成及び国庫補助金申請支援

ア 庁内関係部署との情報共有及び検討を補助する目的で使用する資料作成の支援を行うこと。

イ 令和9年度の実証実験実施に向け、国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」等の国庫補助金獲得に向けた戦略を協議会等と連携し、立案すること。

ウ 補助金申請に必要となる実施計画書の素案作成、ヒアリング想定問答集の作成、及び根拠データの整理など、採択に向けた具体的な支援を行うこと。

エ 国等へのヒアリングを通じて、国庫補助メニューの新設・廃止・改定などの情報の入手及び、国等関係者へのアポイントの支援を行うこと。

(8) 社会受容性の醸成

当局における自動運転の取り組みについて、市民やバス利用者に対して広く周知し、社会受容性の向上を図るための施策を検討すること。また、提案に当たり、広報並びに川崎市及び当局における既存の取組と協調できるものについては、関与手法を示すこと。

(9) 安全管理及びデータ取扱指針の策定

ア 実証実験及び実装段階における事故・トラブル発生時の対応フロー（緊急連絡網、警察への報告手順等）及び、ドライブレコーダー映像等のデータ提供・管理に関するガイドライン案を作成すること。

イ 業務において事故やトラブルが発生した場合、原因究明に必要な一切のデータ（システムログ、映像データ等含む）を市に提供し、その分析結果を報告すること。また、これらのデータ提供に関して、システム提供元（メーカー等）と合意形成がされていること。

## 5 報告及び協議

(1) 受託者は、業務着手時に実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

(2) 業務の進捗状況について、定期的（月1回程度）に発注者へ報告を行うこと。

(3) 業務遂行上、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うこと。

## 6 成果品

受託者は、以下の成果品をCD又はDVD等の記録媒体により提出すること。

(1) 業務完了報告書（A4判、電子媒体） 一式

(2) 自動運転レベル4実装ロードマップ 一式

(3) 自動運転導入計画書（ODD定義、リスクアセスメント結果、車両要件） 一式

(4) 自己位置推定用データ（高精度3次元地図データ、ベクトルデータ等） 一式

- (5) 国庫補助金申請用資料（計画書案等） 一式
- (6) 会議録及び関係資料 一式

## 7 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施により得た各種情報について、これを委託者の承諾なく第三者に公表、貸与、あるいは無断に使用してはならない。
- (2) 本業務において作成された成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 業務に必要な費用は、本仕様書に明記しないものであっても原則受託者の負担とする。
- (4) 業務遂行に当たり、疑義を生じた場合は、速やかに委託者に報告し、協議して定めるものとする。
- (5) 必要に応じて、関係機関（国、警察等）との協議に同席を求める場合がある。